

# 3

## 自然再生推進法の概要

### 目的

自然再生推進法の目的は、**自然再生に関する施策を総合的に推進し**、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することです。(第1条)

そのため、この法律には、

- ・自然再生についての基本理念、
- ・実施者等の責務、
- ・自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項

を定めています。

### 基本理念

実施者(自然再生を行おうとする者)は、この基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、**生物の多様性の確保**を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて**地球環境の保全に寄与**することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の**多様な主体が連携**するとともに、**透明性を確保**しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、**科学的知見に基づいて実施**されなければなりません。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても**自然再生の状況を監視**し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、**自然環境学習の場**として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

### 国または地方公共団体の支援・取組

国または地方公共団体は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、以下の支援・取組に努めます。

- ・許認可等で適切な配慮
- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報の充実
- ・自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

## 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

